

○長谷部委員長 それでは、そろそろ時間でもございますので、第10回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

本日の審議ですが、第9回の小委員会におきまして皆様から頂戴した意見の主なものがわかる資料を事務局のほうでまとめていただいています。まずはこの内容について御確認をいただきたいと存じます。続きまして、第31次地方制度調査会の審議項目（案）について御審議を頂戴いたしたいと存じます。これまでの専門小委員会におきましては、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、そして議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方につきまして自由討議、意見聴取、論点整理を行いまして、前回の専門小委員会におきましては審議項目（案）のたたき台をお示したところでございます。本日は前回の御議論を踏まえまして、修正をした審議項目（案）を事務局のほうで用意をいただいていますので、これの説明をいただこうと存じます。その後、委員の皆様から御自由に発言をいただく形で進めてまいりたいと考えております。これにつきましては、本日の審議を踏まえた上で第2回総会に報告をしたいと考えております。

それでは、第9回の小委員会におきまして皆様から頂戴した主な御意見につきまして、事務局のほうから資料に基づいて御説明をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○宮地行政課長 それでは、第9回の委員会の主な議論につきまして、資料1によりまして御説明をさせていただきます。

資料1の1ページからでございますが、まず、人口減少社会についてでございます。

議論の視点等についてということで、大都市圏にも東京一極集中問題とその他の大都市圏の問題、地方圏にも地方中枢拠点都市圏とそれ以外の地域の問題があり、それぞれを分けて議論するべきではないか。

大都市圏も地方圏も多様であり、議論する際には配慮する必要があるが、全体の審議項目としては大都市圏と地方圏という形でセットで捉えるべきではないか。

次に、①の関係でございます。

食い止め策と課題対応策は分けて考えるべきであるが、地方制度として対応できることを考えれば、課題対応策を議論の中心とすべきではないか。

個々の自治体が社会増を図っても、日本全体が人口減少する中ではゼロサムである。自治制度としての対応は限られるが、出生率の回復の視点があってもいいのではないか。

自治体が長期的な出生率の向上のため、生みやすい環境、住みやすさを確保するための政策を安心して展開できるよう、地方自治制度や地方財政制度で検討すべき点はないか。

産業政策や子育て支援策を考えるのは自治体自身であり、地制調の役割はそのためのベースとなる地方自治体制の検討までではないか。

次に、②の関係でございます。

住民は、フルセットの行政サービスを提供する体制を構築することを期待しているので

はないか。小規模自治体は、合併で規模拡大を図り自らが提供主体になるほか、中心都市との連携を進める方法、中心都市へ事務を委託する方法が考えられるのではないか。

一定の行政サービスレベルを維持していくため、人口の8割を占める人口5万以上の都市が一定の役割を担い、周辺との連携を強化した行政サービスの提供体制を構築すべきではないか。

基礎自治体を総合行政主体と位置づけ、地方の自主性を高める改革を行ってきた経緯に照らして、連携の強化をどう考えるか。

地方行政体制のあり方を答申するには、過疎地域を無視することはできないのではないか。自治体間の連携を呼びかけるだけでなく、連携推進策にも言及する必要。

どうやって自治体間の連携を進めていくのか。進まない場合は、最終的には、第二弾の平成の大合併のようなものを考えても良いのではないか。

既に人口減少下にある小規模自治体の現実を調査し、その上で、大都市圏にも迫っている人口減少に備えるために、制度を検討することが期待されているのではないか。

人口移動問題は、大都市圏から地方圏へ戻ってもらうだけでなく、地方圏にとどまってもらうための方策や、地方中枢拠点都市圏内の集住などの人口移動についても論点を広げるべき。

人口を呼び込むために魅力のある地域をつくることは、地域自身で考えること。政策競争を促進させる意味で、議会などのガバナンスにもつながる話ではないか。

次に、③でございます。

既に行政体制の維持が厳しい地域があることを踏まえ、更に厳しくなったときに、最低限の行政サービスを提供する体制をどのように維持するのかを議論することも必要ではないか。

人口減少や大都市圏への人口移動には、中央集権的な国家構造が影響しているのではないか。中期的には、地方圏が相当程度自立して動くことができる仕組みを考えないと、人口減少という大きな流れには太刀打ちできないのではないか。

地方分権を進めて量的に自治を拡大していく場合に、基礎自治体がこれ以上の仕事の負担の拡大に耐えられるのか懸念。

次に、ガバナンスの関係でございます。

議論の視点等についてということで、ガバナンスが多義語であることが指摘されており、政策決定という意味のガバナンスと、不正を発見・抑止するという意味のガバナンスを分けて整理すると、議論がしやすいのではないか。

ガバナンスを見直す際に、制度の複雑化・規制強化は避けるべきではないか。これからの時代は、制度をシンプルにしていく発想が重要。むしろ、不正事案が発生した際に、どう対処すべきか等も検討していくべきではないか。

ガバナンスのあり方は、小規模団体を念頭に置く場合と、大都市・広域自治体を念頭に置く場合とで、課題が変わってくることに留意が必要。

次に、①の関係でございます。

議会制度について、議員のなり手が無い町村もあり、自治体の規模に関わらず一律の制度でよいのか、見直すべき時期に来ているのではないかと。

これまで議会の裁量権を強くする改革が続いてきたが、この流れを止めるべきではない。二元代表制が機能するためにも、議会の招集権、議会事務局長の位置づけ、議決権のあり方などの議会の体制整備や、議会を構成する議員の選出基盤の体制整備についても、問題として取り上げてはどうか。

指定都市の議員と指定都市の区域から選出される道府県議員の役割を整理できないか。

県民に関係する事柄である以上、指定都市の区域選出の道府県議員が、議会において、福祉など指定都市が処理している事務を取り上げるべきではないとは言えない。第30次地制調でも同様の議論があったところであり、今次の審議項目に挙げる必要があるのか。

現在の選挙制度が地方議会の監視機能、意見集約機能、政策決定機能等を阻害している部分があれば取り上げる必要はあるが、望ましい選挙制度のあり方は別の場で検討すべきであり、地制調に対しそこまで諮問されているのかは疑問である。

企業であれば外部監査や社外役員が重要な役割を果たしているが、自治体の外部監査も本来の機能を果たしているのか。

自治体の不正行為の発覚には、監査の充実に加えて、内部告発制度を設けることも効果が高いのではないかと。ソフトウェアの違法コピーなどは懸賞金をかけることで発覚するという例もある。

各機関が果たすべき役割として①、それらの相互関係として②という現状の整理でよい。住民訴訟も住民が果たすべきガバナンスの典型例として挙げているものと理解。

「住民訴訟」の高額賠償の論点は、住民訴訟制度が機能し過ぎていることに対応しようとする論点であり、制度をより機能させようとする他の審議事項とはベクトルが異なるのではないかと。

住民訴訟の問題を契機として、長等の個人責任と組織責任の関係や、長の内部統制のあり方、監査のあり方等、自治体のガバナンスの再構築の議論につながるのではないかと。

議会による債権放棄については、最高裁において、原則としては議会の裁量とされ、逸脱する場合は無効とされた。これは、広い意味でのガバナンスの一環であり、議会に対するガバナンスの警告ではないかと捉えられる。

住民訴訟に関しては、市民参加の手段として住民訴訟が提起されているのに対して住民代表である議会が債権を軽々に放棄すべきではないという問題がある一方、非現実的な高額賠償命令があるという問題がある。様々な方向からガバナンスのあり方を論じる必要。

住民訴訟の問題を議論する際には、長等の判断、監査委員の監査、議会の債権放棄など、いずれかのガバナンス能力が問われているものであることに留意する必要。

住民訴訟制度は、高額賠償のほかにも検討すべき論点がある。検討事項として広く捉えた方がいいのではないかと。

住民と行政の関係では、直接請求制度をどう考えるかも重要。第30次地制調でも扱った論点であり、難しい問題であるが、課題としてはあるのではないか。

「長による内部統制のあり方をどのように考えるか」については、「地方公共団体の内部統制に係る長の責任をどのように考えるか」ということではないか。

自治体が人口規模別にどのような法務体制を有しているのか、どのような体制の整備が必要なのかを示し、制度改正や運用改善の議論をしてもいいのではないか。

このような御議論をいただいたところでございます。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、御意見等がございましたらよろしく願います。

いかがでしょうか。

太田委員、お願いします。

○太田委員 私の意見ではないので言わなくていいのかもしれませんが、ちょっと気になっていることがあります。5ページの上から3つ目の○です。選挙制度についての書き方です。これは、一部議論する必要があるとしても、基本、望ましいあり方は別の場で検討すべきだといって、選挙制度は基本、取り上げない方向でいこうというベクトルのまとめですが、こういうまとめが書かれる前提としては、もうちょっと選挙制度も視野に入れたほうがいいのではないかという意見があり、それは広く理解して、入っているものと思ってくださいという一連の問答があったと記憶しています。それは武藤委員あるいは大山委員だったかよくわかりませんが。その議論が再現されないまま3番目の○があるのはどうもまとめ方として変ではないか。選挙制度はやりたくないという事務局の意向はよく伝わりますが、まとめ方としては変ではないかと思います。

○長谷部委員長 要するにバランスにとり方についてもう少しというお話です。少し工夫の余地がないかどうか、よろしく御検討をお願いいたします。

ほかにはいかがでございましょう。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは続きまして、審議項目（案）につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○宮地行政課長 それでは、御説明申し上げます。

資料2-1と資料2-2を用意させていただいております。

資料2-2がこれまでごらんいただいていた資料でございますが、前回の御議論を踏まえ修正を赤字で入れているものでございます。資料2-1が審議項目（案）の取りまとめということで、内容的には同様でございますが、体裁を整えたものでございます。ということでございまして、資料2-2に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料2-2の1枚目が人口減少社会の関係でございます。

第9回でいただきました御議論を踏まえまして、審議項目（案）の赤字でお示しをしているところですが、「地方圏での定住を促進」を1つ加えております。前回、地方圏のほうにとどまる施策ということも御議論がございましたので、それを踏まえたものでございます。

そして少し修正をしておりますが、これまで三大都市圏ということと、大都市圏ということと一緒に、両方の言葉を使っていたところでございますが、諮問事項の三大都市圏及び地方圏ということも踏まえながら、もともと三大都市圏を念頭に置いて書いておりましたこともございまして、全て三大都市圏に統一をさせていただいております。

次に、2枚目をごらんいただきたいと存じます。

ガバナンス関係でございますが、前回の御議論を踏まえまして、審議項目（案）の①のまず、住民訴訟の関係でございます。「住民訴訟における高額な損害賠償請求による長等に対する責任追及」という原案でございましたが、それに限らずということもございましたので、「住民訴訟等の住民による行政のチェックと長等の責任のあり方についてどう考えるか」ということにさせていただいております。

そして内部統制につきましても「長による内部統制」というよりは、内部統制における長の責任という御意見もございましたので、そういうことも踏まえながら「地方公共団体における内部統制のあり方をどのように考えるか」ということにさせていただいております。

修正点が以上でございまして、この内容を反映したものが資料2-1とさせていただいております。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この審議項目（案）につきまして御意見を頂戴できればと思いますが、大きく2つに分かれておりますので、まずは、I「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」の項目につきまして御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでございでしょうか。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 前回も申し上げたように、東京一極集中問題は特殊な問題で、三大都市圏としてまとめて議論するわけにはいかない話だと思うのです。だから、この一極集中問題をここでどこまで取り上げるか。どこまで解決策が出てくるかは別としても、今の日本の東京一極集中行政体制というのですか、そういうものにちゃんと問題意識を持っておかないと、三大都市圏問題として議論するわけにはいかないのではないかとというのが前回の私の意見なのですが、反対の人もいるようですから、別に私はこだわるわけではありませんけれども、ちゃんとそういう問題意識を持っておかないといけないのではないかと考えております。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 最初の資料2-1をベースにお話をすればいいのだろうと思いますが、1ページの審議項目の①「人口減少社会に的確に対応する」とはどのような状態か。○として、食い止め策と課題対応策と書かれていますけれども、私はこの2つではなくて、3つではないかと。人口減をどう食い止めるかという食い止め策と、人口減から生ずる矛盾とかひずみをどう処理していくかという課題対応策と、もう一つ、何度か申し上げていますが、中長期的に見た地方行政体制のあり方。ですから、上位2つが短期とは申し上げませんが、やや当面对応すべき食い止め策、課題対応策のようなイメージがありますので、もう1項目、中長期的に見た地方行政体制のあり方。これは府県制度の見直しも含めて、日本の新たな国の形とよく言われますけれども、そういう問題を考えないとなかなか人口減少に的確に対応することは難しいのではないかという意味で、3つに分けたほうがよろしいのではないかという意見です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょう。

太田委員、お願いいたします。

○太田委員 先ほどの佐々木委員の御意見ですけれども、食い止め策、課題対応策といっても、人口減少が予想はされていて、始まりつつもあるが、どの道、短期的にどうにかなる話ではないはずであって、①、②の中に中長期的な対応策がむしろ入ってくるのではないか。

例えば府県制を含めた行財政体制ということを議論する際に課題対応策の文脈で議論するというのは十分に出てくるだろうと思うので、私は最初の食い止め策と課題対応策を短期的なものとして理解して、中長期的なものをくっつけると、逆に最初の①と②で短期的にやれることは何もないという結論にしかならないのではないかと思います。

したがって、中長期的な対応策を議論することについて反対ではありませんが、独立させる必要があるのかについては疑問を持ちます。

もう一点は、佐々木委員との関係ではありませんが、2番目の一番下の○です。「三大都市圏から地方圏への人口移動や地方圏での定住を促進するために必要な施策」と訂正されていて、以前から、地方内部でのある種の集住を考える必要はないかということを書いてきましたが、この点に関しては、地方内部での定住促進の文脈の1つでなお論点になり得ると個人的には理解しております。

○長谷部委員長 2点にわたってコメントをいただきありがとうございます。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 今の関連でいいますと、人口減少社会に的確に対応するとはどのような状態をいうのかという問題に対して、これを食い止めることがそういう状態をいうのだという

話にはならないと思うのです。食い止めようとしても食い止められないこともありますし、あるいは食い止めることが可能な場合もありますから、この問題、この問いに対してどのような状態をいうのかを考えると、10年後なのか、20年後なのか、30年後なのか、その目標値をある程度、目標値という合意ができるかどうかわかりませんが、皆さんの状態がばらばらの中で議論するのはやはり難しいので、こういう設定をした場合にはこうなるのではないぐらいで、ですから、私は佐々木先生の中長期的な目標をある程度考えておく、中長期的な対策を考えたほうがいいのではないかという意見に賛成です。

短期的な手法というのは、子育て支援をしっかりとるか、いろいろ短期的に手法はあると思うのです。Iターン、Uターンを促進するか。それがうまくいくかどうかはまた別の話としても、短期的な方法と中長期的な手法はやはり違うところがありますから、佐々木委員の御提案に私は賛成します。

○長谷部委員長 多分、太田委員も実質的には賛成をしておられるのだと思います。項目（案）の定式の仕方についてということではないかと思います。

大山委員、お願いいたします。

○大山委員 私も佐々木委員のおっしゃる中身は賛成なのですが、審議項目（案）を見ると、むしろ中長期的なという話は③の「見直しが必要な地方行政体制は何か」で読めるような気がしておりました。ですから、①は特に変えなくても、そういう読み方ができるのではないかと考えます。

それと、これはちょっと違う話ですが、人口減少を食い止めるために必要な施策というのは中身に入ってからまた議論すればいいのですけれども、私は長時間労働をやめることだと思います。それが一番大事だと思うので、それこそ公務員をずっと減らしてきたことがいいのかとか、そういうことも実は関係があるのではないかと現時点では思っております。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございますか。

辻委員、お願いできますか。

○辻委員 今まで議論を聞いていて、大きく2点が問題になっています。食い止め策と課題対応策のところ。地制調で最終的に自治制度をどうしていくかという話になったときに、どこが食い止め策で、どこが減少に対する対応策かは、やはり分けづらいところがあるのではないかと思います。しかも、自治制度を変えるときに短期で何かするというイメージを持ちづらいものがあります。中長期と短期を含めてどういう制度のあり方があるかを、1つの審議項目の中で議論した上で、結果的にうまく整理すれば、分けて整理すればいいので、審議項目自体としては、両者一括して議論したほうが、いいのではないかと思います。

個別の少子化対策ですとか、教育に関する政策ですとか、インフラに関する政策ですと

か、そういう個別議論は中長期と短期に、また食い止め策と対応策を明確に分けられる場合がありそうです。しかし、自治制度に関しては、今回の項目の立て方のほうがいいのではないかと思います。

三大都市圏と地方圏の話の中で、武藤委員の言われた中で私も気になるとすれば、三大都市圏の中で、東京圏と名古屋圏、大阪圏で経済状況も発展状況も大分違うということですから。三大都市圏全て一括に議論をするよりも、東京を別格に扱って、同じ三大都市圏の中でも、東京とそれ以外の二大都市圏で整理して議論したほうがよい可能性もあるように思います。

ただし、今回は、三大都市圏の中に「三大都市圏（特に東京圏）」という書き方をしたりしており、議論の中でも、今までご提出いただいた図表の中でも、三大都市圏の中の特性に言及されています。従って、今回の審議項目に従って、三大都市圏の中の特性もしっかり議論していけば、よいと私自身は考えます。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 審議項目はどう今後の審議の制約になるのか、あるいは制約にならないのかという議論がどう理解されているか共通認識がないのではないかなと思ひまして、そのところがわかりませんが、別に議論するなということを行っているわけではないと思いますので、別にそういうことであれば、審議項目というこの文章についてはそれほどこだわりません。

○長谷部委員長 武藤委員のおっしゃるとおりで、別に裁判所の訴訟物みたいにながっちり固めようということではございません。ほどほどのところということでございます。

ほかにはいかがでございますしょう。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 先ほどの発言の部分にこだわるわけではないのですが、当面对応すべき、地方圏といっても、会長も言われたと思うのですが、地方都市もあれば、農村もあれば、中山間地もありますので、当面もう困っているところもあるわけですから。ゆっくり考えるべき問題と、当面对応すべき食い止め策も課題対応策もあると思う。

そういう意味では、短期的に対応すべき問題に全部含まれているといえは含まれているかもしれませんが、中長期的に考えるべき問題、中長期的なイメージとしては地方圏が自立をして、自前で経済的にも雇用の場を確保できる状態を地方制度としてどうつくるかという話ですから、全部そこには行かないと思うのです。

ですから、当面、多分1、2年で法改正をしなければならない部分をイメージした部分と、中長期的にといっても、20年、30年先ではなくて、ある程度ターゲットを定めて動いていく中長期的な行政体制の整備。ここはやはりある程度整理できるのではないかと私は思います。



○長谷部委員長 わかりました。実質的については恐らく多くの委員が同意をしておられると思います。

鎌田委員、お願いいたします。

○鎌田委員 今の皆様方の意見を伺っていて、私も先ほど太田委員がおっしゃられた、ここに書かれているのはほとんど中長期的な視点が入っているのではないかというところには賛成なのですが、やはり佐々木委員がおっしゃるように、当面というより、むしろ緊急度の高いところと、あとここに書かれているようなある程度施策として議論を待てるところとやはりちょっと違うような気がいたしまして、当面というより、本当に緊急度の高いところは別に具体策を数値目標も含めて議論していくぐらいのことを考えないと手につけられないのではないかと考えました。

あと、先ほど来出ている三大都市圏なのですが、これも私も武藤委員と同じ意見で、東京は別格だと思いますし、世界を見ても類のない大きさの都市ですので、東京とほかの二大都市が一緒に議論が成り立つのかというところをちょっと疑問に感じました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

小林委員、いかがですか。

○小林委員 審議項目の②の「人口減少社会に的確に対応する」と、「的確」というものと「具体的な施策」というものがあるのですが、○の3つのところが、これしかないのだろうなという感じはするのですけれども、余り的確でもないし、具体的でもないような感じがちょっとします。

一番下の○は、人口移動とか定住促進ですから、むしろ社会減への対応ですね。別に総体として人口がふえるわけではありません。上の○の2つについても、例えば一番上の○でしたら、地方中枢拠点都市ができたところで、連携がうまくいったところで何か自然減への対応ができるかどうかといったら、余り期待が持てないですね。少々規模が大きくなって今までの自治体さえ余り実効的な施策やれていませんから。

だから、本当に人口減少社会を深刻に捉えたとすると、高齢者に配分されている予算がもうちょっと若年層に行くようなシステムとか、もうちょっと税制を工夫して、子供を産んだら得するなみたいな税制を検討していくとか、何かそういったことが本来はできないとまずいのかなという感じがしています。

そうすると、単に地方中枢拠点都市とか、定住促進とかという感じではなくて、もうちょっと若年層への予算配分が各自治体で積極的にやれるような地方行政体制が何かできないのか。あるいは税の公平性はあるのかもわかりませんが、もうちょっと自由な税制といいますか、地方でできるような地方行政体制ができないかとか、何かこういう視点があってもいいのかなという感じを思っていました。

これは余り的確でも具体的でもないような感じがちょっとしました。

○長谷部委員長 わかりました。

太田委員、お願いいたします。

○太田委員 個人個人がどうしたらいいかというのを持つことはあり得ると思いますし、私も社会保障などをやっているという気持ちを持ちますけれども、所詮、我々は国の審議会であって、地方制度の審議会であることをもう一度思い出したほうがいいと思うのです。我々は決して内閣でもないし、国会でもないし、人口減少を議論している経済財政諮問会議のようなものでもない。他方において、人口減少に今直面している地方公共団体の審議会でもない。つまり、人口減少社会と地方制度全体が交錯するところしか管轄できないし、そういう観点で集められたレジティマシーしか持っていないということになります。

そうすると私は一方において、先ほど鎌田委員の言われた緊急性の高いところについていろいろと数値目標も決めてなどということをやりますと、短期的に必要なことであろうとは思いますが、すごくパターンリスティックというか、すごく後見的であり、それはかって地方自治制度からしてどうなのだろうかという疑問を持ちますし、先ほど小林委員のおっしゃった税制を変えるような仕組みを一般的に導入するのはいいのですが、やれ変えろ、それ変えろというのは地方公共団体が自分で決めればいいことだという印象はどうしても拭えません。ですので、自分たちが思っている、それぞれに持つ人口減少社会に対する、こうしたら何とかなるのではなかろうかという思いはあるとしても、所詮、地方制度調査会でしかないという、ある種、地方制度全般で考えますからどうしても隔靴搔痒的にならざるを得ない部分についてはそういうものだと思わざるを得ないのではないかと思います。

○長谷部委員長 大山委員、お願いいたします。

○大山委員 私が前回発言したことが発言のほうの3ページの上から2つ目の○なのですが、小林委員がおっしゃったこととまさに同じような視点で考えたことがここに載っているわけです。ここに書いてあるのは「魅力のある地域をつくることは、地域自身で考えること。政策競争を促進させる意味で、議会などのガバナンスにもつながる」とまとめてありますけれども、結局言いたいことは、例えば高齢者向けの施策だけではなくて、少子化に対応できる若い若年層向けの家族政策みたいなことに予算を配分せよと。そういうものはまさしく地方が決めることだと思うのです。だけれども、今の地方議会のあり方ではそういう政策が通りにくくなっているのではないかという気がしていますので、その辺で何か変えて、本当に住民が生き生きと子供を産んで育てられる社会をその地域がつくっていく。そのベースとしての行政体制、議会のあり方を考えるのが我々の仕事ではないかなと理解しております。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

だんだん残り少なくなってきましたが、伊藤委員、お願いできますか。

○伊藤委員 例によってまた抽象的な方向性の話ですけれども、今、委員の先生方がおっしゃったところからすると、私個人としては、食い止め策と課題対応策のあり方について、審議の場ではいろいろと情報といいますか、ソースを出していただきたいと思っています。

国のほうでも、自治体のほうでもいろいろな取り組みがあるので、それについて特に分野を限らず素材を提供して頂くことは非常に重要ではないかと思えます。

その上で、自治体がそうした施策をとる際に、行政上あるいは財政上の障害があるということであれば、この調査会で積極的に取り上げて、その部分についてはどう対応するかを打ち出していくということと、そういった自治体のあり方、先ほど中長期的な視点というものもありましたけれども、それを可能にするための地方行政体制について改めて検討することが非常に重要なのではないかと思えます。

ですので、政策の具体的な中身についても場合によっては議論してもいいと思うのです。ただ、そのよしあしはここで判断する話ではなくて、先ほど大山委員がおっしゃったように自治体が判断することだと思います。自治体がそうした判断を可能にするような選択の幅を広げる、あるいは行財政基盤を強化するといった形での制度のあり方を検討するのが、ここで求められていることなのではないかと思っております。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

お隣の池内委員、いかがでございますか。

○池内委員 審議項目について今、お話が出ていますけれども、短期であるとか、中長期であるとかというお話があるわけですが、私としては、まずはどのような状態をいうのかという課題対応策、食い止め策を出した上で優先順位であるとか、喫緊の問題あるいは中長期ということで、それはまた話した後にそこを刷り込んでいっていいのではないかという意味で、ここはそのまま進めていっていいのではないかと思っております。

ただ、私自身、進め方がよくわかっていないので、申しわけありません。今、審議項目、何を審議するかというお話があるわけですが、これをスケジューリングに落とししていくというのは大体いつごろに。何となくイメージが。最終的にどこまでできるのかというと、期間的に、今回、私たちは2年間ということを受けているわけですから、この審議項目を深くして、実質的に何かの結論にできるのか。そのスケジューリング的なものをどこまで落とししていくのが私自身見えない中で、大変幅広く話し合うのか、先ほどの地方制度としてというところを深くしていくのか。そこのところは検討する必要があるのかなと思っております。

先ほどから三大都市圏の件も出ておりますが、私もこれについては武藤委員に賛成で、やはり東京都の一極集中ということが、地方の問題もあるけれども、一極集中が今まで培った、一極集中が日本として一番大きな課題であるという意味では、東京都について深く検討していくべきではないかと思っております。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

清水委員、いかがでしょうか。

○清水委員 食い止め策と課題対応策以外に項目立てをするかどうかに関しては、私はこのままでよろしいのではないかと思っております。両方とも中長期的なことが中心だと思

いますが、短期的なことも含むと考えるとよいのではないかと思いますので、あえて項目出しをする必要はないのかなと感じております。それが1点。

先ほどスケジュールのこと等についての御発言がありましたが、実は私もよくわかっていないところがありまして、どうこれが進んでいくのだろうと。審議項目（案）を、特に人口減少関係のものを見ましたときに、①の答えは一体どうなるのだろうかというところがよくわかっていまして、これを見ると、食い止め策の施策群がある。課題対応策の施策群がある。これらは切り離して議論したほうがよくて、後者に重点を置くという御意見もあったと思いますし、同時に議論すべきだという御意見もあったと思いますが、それを整理するということなのですか。②はそれぞれの具体策は何か。後者だけにとどまらず、食い止め策に関しても洗い出していくのだろうか。そうすると、すごく広くなってしまふなどという感じがするのですが。③でそれぞれ出た施策の中で地方行政体制ができることとできないことがあると思うのです。もしかしたら全然できないこともあるかもしれないのですけれども、そういったことを絞っていくのかなと。審議項目を見ても具体的なイメージがわかなくて、個人的にはそう考えているのですが、もしその辺のところで間違っていると、こうだということがあったらお教えいただきたいと思うのですが。

○長谷部委員長　そこは清水委員がおっしゃるとおりで、先ほど太田委員からも御発言がありましたけれども、これは何しろ地方制度調査会でございますから、最終的に何か具体的な提言があるとすれば、地方制度、行政制度をどう具体的に直していくべきところがあるかどうか。直すとすればどう直すか。そういう話になってくるかと思えます。

いかがでしょうか。会長、副会長、御発言はございますか。

○畔柳会長　きょうの議論でこれからの論点を全部決めてしまうということではなくて、むしろどういう議論をしていくことが適切かということだろうと思います。これからいろいろなことが出てきてまたある程度論点が絞られることも十分あるのではないかと考えていまして、そういう意味でも、きょうみたいなこういう機会はやはり必要だなどお聞きしていました。

私なりに、いろいろな御意見が出ていて、そういう中で、前にも申し上げたのですが、この地方制度調査会という場におきましては、自立した地方をつくる観点からという1つのキーワードがあるように思います。これは自立した地方をつくることがオーバーに言えば、国民の幸せにつながるのだみたいないろいろな概念があって、そのためにいろいろな地方制度を改善してきたのだという1つの中にあって、それに対する環境変化は経済的にも社会的にもいろいろなことがあった中でも自立した地方をつくるためにいろいろと努力してきた。今回はそこに人口減少という経済社会的変化を超えるようなというか、非常に大きな変化が起きていることに対してどうなのか。

例えば中央集権体制は前からあった話で、それに対して自立した地方をつくるためにいろいろなことをやってきた。今度はその捉え方も、人口減少がある中でまだ中央集権を続けたらもっとおかしくなるという捉え方でこの問題を捉えるなら捉えるということではな

いかと思います。

そういう点でも、自立した地方の現実が果たして今、どうなっていて、これから人口減少が進んでいく中で自立した地方ということでの期待すべき地方と、そのための制度整備、そういうところが中心となって何か提言できたらいいのかなと私は思います。

○長谷部委員長 碓井先生、いかがですか。

○碓井副会長 お話を伺っております、きょうの審議項目の検討は入り口の議論をしているわけです。そうすると、これから実際に中身に入って議論をしていくときには人口減少社会に的確に対応するためにどういうことが考えられるかを踏まえた上で地方制度というどういう受けとめ方があるか。その中には現状でネックとなっているものは是正もあるかもしれませんし、あるいは積極的に打って出るような制度の構築もあるかもしれません。そういう意味では、きょうは広めの考え方でいいのではないかと思います。

ただ、実際に入りますとふるいにかける必要が出てきまして、そこでは重点的にやっていく。中には答えのないこともあるということだろうと思います。そしてまた、場合によっては敗者復活といいますか、最初、ふるいにかけて残らなかった、落ちたものについても再度検討をして、少しそこは審議になりゆきによりますけれども、柔軟に考えていくことがよいのではないかと思います。

○長谷部委員長 一回りしたところですが。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 まとめに入ったところで申しわけないです。

三大都市圏とか東京一極集中、東京問題は東京問題としてあると思うのですが、地方圏というくくり方が、私は霞ヶ関で書いた答申だというイメージは避けたいのです。実際もっと現場の悲鳴があるわけです。例えば中山間地とか農村とか、前回見たと思うのですが、人口5万人以下あるいは1万人未満の市町村が7割を占めている。この中で実際、行政をやれないのだと。お年寄りだけが大変ふえている。どうしたら公共サービスを安定的に提供できるのか。その仕組みを何とかしなければならない。消滅自治体という表現はとる必要はないと思いますけれども、そういうところもまともにそうだといいところもあります。

空中戦の話は空中戦の話でいいのですが、大学の研究室で考えているものをぶつけ合って作文にするというよりは、もっと特に町村の悲鳴みたいなものに応える人口減少時代の制度保証的な議論も必要ではないか。急速に減っていく、ゼロに向かって減っていくところもあるわけで、その地方行政体制のあり方は多分、町村制度そのものを維持できないところも出てきているわけです。

当面と中長期を分けるという議論は置いておくとしても、多分、濃淡が非常にありますので、地方圏というくくり方よりは、地方都市とか、農村とか、中山間地域あるいはその中での特に中山間地に多く見られる町村制度。これは行政の集約化の話もあるでしょうし、連携の話もあるでしょうし、もしかしてもう一度くくりを大きくするという話もあると思うのですが、その辺に触っていかないと、せっかくこういう、多分、期待をして見ている

人たちもいるわけで、この地方制度調査会の答申にやはりある程度ビビットに応えるような答えをつくっていくのが私は課題ではないかと思えます。

所詮云々ではなくて、やはり現実に困っているところに制度として法改正も含めてさわっていくという臨場感が私は必要だと実は思っているのです。今後この程度の項目の中でどういう作文を書いて、どういう提案が出てくるかというキーワード自体が並んでいませんので、一体それは誰が書くのかも含めて、多少、私は心配なのですが。

○長谷部委員長 それはまさに新しい血が入ってきて、この調査会のあり方自体も変わっていくことを含めての話であろうかと思えます。コメントをどうもありがとうございます。

武藤委員、何かございますか。

○武藤委員 この問題については特にありません。

○長谷部委員長 そうですか。どうもありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。

Ⅱにそろそろ移って行ってよろしゅうございますでしょうか。

Ⅱのほうですが、「議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方」でございしますが、この点につきまして、また御意見を申し上げます。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 今さらという意見にもなるかなと思うのですがけれども、ガバナンスといったときには、ガバメントからガバナンスへという議論が基本的にあるわけで、ここで言っていることはガバメント問題が圧倒的に多いのです。

ガバメントが地域社会の中でガバメントとして機能してなくなっていることをガバナンス問題として捉える。そういう視点がガバナンスの議論には必要なわけです。それが全くないとはいいませんけれども、例えば議会、監査委員、長、住民といったときに、これはガバメント問題で全部済んでしまうわけです。長と監査委員の関係、議会と監査委員の関係、議会と長の関係。これはガバメント問題ですね。ですから、もう一步、ガバナンスの問題だとするならば、地域社会におけるガバメントという問題はどうかこの中に入れ込むかという話が本当はなくてはいけないのではないかと思えます。

ただ、ここまで審議項目ができているところの段階でそのことを言うのはちょっと遅かったかなと思っております。

もう一点は、先ほど太田委員に指摘していただきましたように、選挙の問題です。公職選挙法の問題をここでやるのかという話になると、それは選挙制度に関する審議会ではないし、国の全体の問題だという話になるかもしれませんが、地方選挙については、かつては自治法の中に規定があったわけです。

だから、大きな問題ですが、もう一度、地方選挙は地方自治のほうに取り戻すということを考えると、これは地方制度の問題になってくるということになりますので、そこも踏まえた選挙制度の議論あるいは市町村だけは、町村総会という制度がありますから、町村だけは選挙をやらなくてもいいという仕組みになりますので、選挙制度の議論は町村

総会に伴う特殊な仕組みということになるとそこで議論できるわけですから、選挙なしでもできるという選挙制度ですね。ですから、そういう考え方をすれば、オールジャパンの制度と地方の制度の切り分けが可能になってくることになるかなと思うのです。

だから選挙制度をしっかりとやれというわけではないのですが、選挙制度の問題もこの中に、読み込めないことは全くありませんので、項目としてはいいのですが、そういう私の個人的な問題意識があるということでもあります。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

清水委員、お願いいたします。

○清水委員 今の御発言がちょっとわからなかったので、教えていただきたいのですが、ガバメント機能とガバナンス機能は先生、どう使い分けておられるのでしょうか。済みません、よくわかりませんでした。

○武藤委員 ガバメントというのは政府です。その政府が地域社会にとって政府としての機能が薄れてきている。政府として地域社会を十分にコントロールできていた状態が当時できたということだと思うのですけれども、それが地域社会のいろいろな問題をなかなか解決できなくなってきたところからガバナンスという概念が政治学を中心に生まれてきたというのが私の理解ですので、ここで言っている問題はほとんどがガバメントの問題ではないかということをお願いいたします。

○清水委員 ありがとうございます。

○長谷部委員長 ほかにいかがでございましょうか。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 今の武藤委員の理解と若干違うかもしれませんが、ガバメントはガバメントで1つの政府と捉えるのならいいのですが、それが十分、リーダーシップを発揮できない中で住民と協働するとか、そういう協働ガバナンスという言い方もありますが、今回の議論は1つのガバメントの中のガバナンス。

つまり、企業内統治と同じで、1つの自治体内の統治、組織内統治としてきちっと1つの市であり、県であり、町をガバナンスがきちっとできていますかと。組織内統治がきちっとできていますかという議論ではないかと思うのです。

ですから、武藤委員のおっしゃるガバメントからガバナンスという政治学でよく使われるものは使われるものとして、別にそれを間違いだとか何とかという話ではないのですが、ガバメントという1つの統治機構の中の組織内統治がうまくできているかという意味では、自治体内ガバナンスの議論でいいのではないかと思うのですが。

○武藤委員 コーポレートガバナンスの議論も、その意味では組織内のことを中心に言っていますが、例えば株主総会の位置づけとか、さらには消費者一般のステークホルダーとして利用者を含めているわけですが、これまでは利用者とか消費者は余り組織内統治の中

には入ってこなかった概念を入れ込んでいますから、コーポレートガバナンスの概念の中にも企業内統治という意味から広げて、社会における企業の位置づけ、社会における企業の役割とか、発揮とかという議論も含まれているから、外部の役員を入れるとかそういう話になるのではないかと私は理解しております。

○長谷部委員長 清水委員、お願いいたします。

○清水委員 今おっしゃったように、組織内の統治ということではなくて、例えば住民は組織内ではないと思いますので、必ずしも組織内ということではないのかなと思っておりますが、以前、佐々木委員がガバナンスはかじを取るとおっしゃったと思うのですが、今のガバメントという、政府が地域をきちっとコントロールしていくという機能を担っているわけですが、それがうまくいかなかったときに、いろいろな機関なり、住民なり、団体なりがかじ取りをしていくように働きかけていくことがガバナンスであろうと私は認識しておりましたので、政治学のことはよくわかりませんが、特にガバメントという認識はなくても話が通ずるのかなと私自身は思っています。

自治体と会社は違うところがありますが、やはり会社のことは参考になると思っておりまして、前回の9回目の議論で幾つか出ていた中で、1つは内部通報制度の話があったかと思えます。公益通報者保護法というものがあって、通報してきた人を保護するという趣旨ですが、これは結構自治体が導入しているところがあると思えます。私が知っているだけでも、大きなところは導入しておりまして、それは不正経理の防止、不正経理事件があって、それをきっかけにできたところが多いと思うのですが、これも広い意味では内部統制、特にコンプライアンスを目的とする内部統制の構築という意味で有用な役割を担っていると思えます。そういう意味では、内部統制の項目で議論ができるのではないかと思います。それが1点です。

それと監査役というものがあって、最近では社外監査役というものがいて機能しているのだけでも、自治体の場合は機能しているのかという議論があったと思えます。これに関しましては、資料でつけていただいたように、いろいろこれまでも監査委員の構成の見直しがあって、現在ですと、少なくとも識見委員が入ることになっていまして、多いところだと過半が識見委員になっていますので、ある意味、外部の有識者からなる組織になっていると思えますので、そういう意味では、社外的な要件はかなりのところは満たされているのではないかと思います。

ただ、会社と抜本的に違うのが、これも繰り返しになるのですが、会社の場合は外部監査というと会計監査人なのです。これは財務諸表監査をするということです。一方で、今の包括外部監査ないし個別外部監査はある意味、監査委員の補完という機能になりますので、そういう意味では、財務諸表監査はありません。というところで、私自身は会社と同じように、監査といったときに重層的な監査が必要だと思っています。つまり、監査役はなくていいとか、外部監査人がいればいいとかということではなくて、それぞれ内部監査があって、組織内の監査があって、外部監査もいると思っていますけれども、その役割分



担がうまくできているかどうかの問題ではないかと思うのです。

会社の場合は会計監査人と監査役との役割は明確にすみ分けができていまして、会計監査は第一義的に会計監査人がすることになっています。その点、監査委員と包括外部監査の役割はいま一つ、重複する、明確でないところがあると思います。

前にもお話をしましたがけれども、監査機能を強化しようと思いますと、監査機能、監査委員事務局の機能を強化する自治体が結構ふえてきているわけですが、そうすると、現行の包括外部監査制度が本当に要るのかどうかということにもなってくるわけです。

一方で、包括外部監査の制度が今、どうなっているかといいますと、事務局にも資料はお願いしているのですが、監査報酬は発足当時の平成11年のときから比較しますと、トータルとしては多分、ものすごく減っていると思います。自治体によっては半減以下をしているところもあると思います。そうなりますと、外部監査は日数掛ける単価ですので、どうしてもかける日数なりが減ってくる。そうするとテーマも絞られるし、範囲も縮小することになります。そうするとインパクトのある報告書はできないということで、有効性が失われる。最終的には認知度が低くなるという悪循環に陥った状況が現状ではないかと思っています。

全体として見れば、監査機能の強化は必要ですし、これはこれまで私も申し上げてきたとおりなのですが、うまくいって届かないのです。かゆいところに手が届かないといいますか、うまく資源配分がされていないのが現状だと思いますので、そういうところを今回の議論でうまく解決していければいいのではないかと考えています。

もう一つ、会社との比較で私がちょっと懸念しておりますのは、住民訴訟の問題です。会社だと株主代表訴訟ということになるかと思うのですが、せつかくの住民による重要なガバナンス機能だと思うのですが、それが議会による債権放棄ということで、これが無にされてしまうと困るなと懸念をしております。

会社法でもいろいろ責任を限定する契約であるとか、最低責任限度額というものがあると思うのですが、やはり執行を担っている人、取締役等に対してはそういう限度がないと思うのです。そうしたときに、首長に対しての債権を通常の議会の議決で放棄していいのだらうかと思っております。そういう意味では、どなたかが前日も御発言をされておりましたが、上限を設けるとかという御意見もあったかと思うのですが、住民によるガバナンス機能をなくさない方向でのうまい改正ができないかなと感じているところです。

以上です。

○長谷部委員長 お話は承りました。審議項目の関係では何かございますか。

○清水委員 意見です。

○長谷部委員長 わかりました。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

碓井先生、お願いいたします。

○碓井副会長 先ほどの武藤委員の御発言に触発されて発言させていただきたいと思うの

ですが、私は政治学とか行政学は全くわからないのですが、私は田舎で育って、田舎に住んでいたのはわずかな若いときだけなのですが、それでもしかし、何となく感じているのは、農山村においては、地域社会の管理は地域の住民が多くを担っていたわけです。それが次第にガバメントに吸収されていった。ところが現在では、人口減少もありまして、従来、地域の住民たちで担っていたことがこなせなくなってきた。それが武藤委員の言われたガバナンスに関係するのかどうかはわかりませんが、それが農山村では最大の問題のように私は受けとめているわけです。他方、大都市部においては、人口密集地でありますから地域の住民たちは十分いるわけですが、しかし、全てガバメントに任せていて、本来、地域の人たちで自主的に解決すべき問題も解決できないで苦しんでいる状況があると思うのです。

これは私の認識で、ガバナンスの意味も理解していないと思いますが、決して武藤委員の言われたガバナンスを否定しているということではなく、こういう現状を地方制度の上でどう論じていくかはやはり重要な今回の検討課題であって、ここにガバメントと偏って、ガバナンスのことが出ていないことにはならないのではないかと私は受けとめていますが、そういう私の認識が誤っているかどうか。研究会の場ではないのですが、御教授願いたいと思います。

○長谷部委員長 武藤委員のおっしゃるのも、制度調査会ですので、最終的にはガバメントの話をするにはなるのですが、そのときにはガバナンスの視点を失ってはならないという御指摘だと受けとめていまして、そういうことでよろしゅうございましょうか。

○武藤委員 では、1点だけ補足で、例えばお上意識というのは非常にガバメントにとっては都合がいいのです。ガバメントの言うことは皆さん聞いてくれる。その仕事はガバメントがやるからといったらさっと出してくれる。でも、抱え過ぎた仕事が今度はできなくなってきた状況です。戻そうとしても、戻すところにはその体制がない。これがガバナンス問題になってくるわけです。地域がもう一度できるようにするとか、あるいはガバメントに変わる組織を考えながら公共サービスを実施していくことになるのだらうと思います。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

佐々木委員、お願い申し上げます。

○佐々木委員 議会に関してですけれども、この前発言したことを4ページの下の方とか5ページの上の方に整理をしていただいていますので、大きくは、地方制度調査会で議会を何度か取り上げてはおられますが、2000年以降のいわゆる機関委任事務制度廃止後の自治体の自治制度として、二元代表制が十分それ以前は機能していないと思いますが、圧倒的に首長優位の体制の中で機関委任事務については事実上、審議権も条例制定権も認めない中でやられてきた。ただ、2000年以降の自治制度として、特に議会のある程度、裁量権を拡大するという法改正が順次行われてきたということは前回も指摘をさせていただきましたけれども、1つは、首長と議会の関係において、議会だけ単体で捉えればいろい

ろありますが、首長と議会の関係で余りにも首長が強い体制が残っていないだろうか。つまり、根本的な自治制度の内部の改革の議論をしないまま分権が始まっているように思うのです。

今回、それに絡めて申し上げますと、議会の体制整備をするという意味では、政治機関として議会の自立性を高めていく。これで足りないものをいろいろ申し上げてきたと思うのです。議長の招集権だとか、事務局体制の整備というものも、ほかの委員もおっしゃっていますが、その1つのシンボリックなものとしては事務局長を特別職にできる仕組みも考えるとか、さらに議会の審議項目をふやすとか。繰り返しませんけれども、そういうことを申し上げたのですが、ただ、やはり取り戻す、取り戻さないの議論の前に、議会を支えている選出メンバーになる、構成メンバーになる議員の選挙制度については、もちろん集中的にどこかでやる必要はあると思いますが、指摘としては、やはり特に規模が小さくなればなるほど、議会の構成メンバーが無競争当選も含めて、だんだん機能しない状況が一方であって、一律の大規模自治体も、中小あるいは零細という表現はないのでしょうか。非常に小さい規模の自治体も全部一律に議会を持って同じようにやれという仕組みを維持しようとするなら、やはり選挙制度も根本的に考えなければいけない。そうではなくて、議会を置かなくてもいいという自治体もつくっていくのだと。あるいは小さい議会でいいけれども、実際、専門家を雇って相当程度、議会の役割を代弁してもらう制度を考えるならそういう方向でもいいと思うのですが、現状で言うと、多分、憲法93条から言うと、議会を置けと書いています。住民総会は例外で法律で受けていると思いますが、もう一つ言うと、首長も選挙で選べ。つまり、議会が首長を選ぶという議員内閣制はある意味、読み方によっては否定されているように思うのです。

申し上げたいのは、議員の選出基盤の体制をどう整備するか。もう一つは、政治機関としての議会の体制をどう整備するかといった場合に、議会の権限、議会の地位の向上そのものもそうですけれども、それをサポートする議会の体制整備、法制局の話を上申したと思うのですが、そこを整理した上で、もっと根本の問題としては、今の仕組みの中で首長と議会の関係で問題はないのでしょうか。多分、御専門のほかの委員の方もおられると思いますので、御意見があればと思うのですが、私はやはり分権改革以降の自治制度の整備として、2つの政治機関のあり方についてほとんど議論しないまま来ているのかなということが気になるのですが。

○長谷部委員長 今の御指摘も審議項目の中で十分議論はできるかと思うのです。どうもありがとうございます。

このようなことを言うと大山委員に怒られるかもしれませんが、私は住民総会も憲法で言うところの議会であると十分考えられると思います。子供を含めてみんなというわけではございませんので、そこはやはり住民の代表という地位を持っていると私は考えております。

ほかにはいかがでございましょうか。

池内委員、お願いします。

○池内委員 審議項目の件なのですが、議論した資料1の4ページのほうで小規模団体、先ほどもお話が出ておりますが、小規模と大都市圏について留意してということで書いてあるわけですが、今回、審議項目で役割を果たすという部分で、例えば議会、監査委員、長、住民の役割というと同じかもしれませんが、ただ、中の監査であるとか、そういった部分を全て同じにするのが先日からお話に出ていたと思いますので、議論項目の中でこのところは1回検討すべきではないかと思うのですが。

以上です。

○長谷部委員長 わかりました。どうもありがとうございます。

ほかに項目（案）に関しましていかがでございましょうか。

そういったしましたら、本日は、貴重な御意見をさまざまいただきました。ただ、この審議項目（案）は根本的におかしいという議論までは恐らくは出ていなかったと思います。場合によってはこれは修正をすべき点があるかと思っておりますので、その点につきましては、会長、副会長と私で相談をして、最終的な形を決めさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただければと存じます。

次回は第2回の総会になりますが、開催の時期につきましては、今後調整をさせていただきたいと存じます。開催に際しましては、改めて事務局のほうから御連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日はちょっと早目になりましたけれども、これをもちまして本日の専門小委員会を閉会といたしたいと思っております。

どうもありがとうございました。